

大治町議会定例会（第3日）

令和8年6月9日

令和 8 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 3 号）	
招集年月日	令和 8 年 6 月 9 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 議	6 月 9 日 午前 10 時 00 分 宣告（第 3 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	10 番：林 健児
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 121 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の 職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長 加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 保健センター所長：森本健嗣 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：水野 敦司
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代 主任：伊藤奈央子

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 8 年 6 月大治町議会定例会議事日程

(第 3 日)

令和 8 年 6 月 9 日(火) 午前 1 0 時開議

1 開 議 宣 告

2 議事日程の報告

日程第 1 議案第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて《質疑等》

日程第 2 議案第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて《質疑等》

日程第 3 議案第 2 3 号 令和 8 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号）《質疑等》

日程第 4 議案第 2 5 号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
《質疑等》

日程第 5 議案第 2 6 号 大治町税条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第 6 議案第 2 7 号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第 7 議案第 2 8 号 大治町道路線の廃止について《質疑等》

日程第 8 議案第 2 9 号 令和 8 年度大治町一般会計補正予算（第 2 号）《質疑等》

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 00 分 開議

○議長（若山照洋君）

本日は、林健児議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は 10 人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 21 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。

これはですね、この議案は専決処分を行った大治町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに伴う議案でございます。大治町税条例の一部改正ですね、ただ議案見てみますと最後のほうに大治町税条例等の一部を改正する条例の一部改正と。等とついているものがございます。だから議案として町税条例の一部改正と町税条例等の一部改正がかつてあったのかなと思います。ただ私 15 年議員やりましたが、町税条例の一部改正で他の条例とくっつけて何かやった、だからそうすれば等がつくんですが、そういうことはなかったような記憶してるんで、町税条例の一部改正と町税条例等の一部改正もし違いが分かれば御説明をお願いします。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今御質問がございました税条例等の一部改正につきましては、過去におきまして経過措置の改正をする必要が生じたと、そういった点で税条例の改正と税条例の改正等といった形の改正をとったというものでございます。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

ということは、同じ町税条例の改正なんですが、経過措置の改正があると等を入れるという理解でいいんでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

法制執務上のそういった手法をとったというものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第2、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。

質疑に入る前に、まずですね、昨日私町長また関係部局の方と話し合いをさせていただいたときに、私の言動が町長初め関係部局の方に御迷惑をおかけしたことをまずもって謝罪をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。これを載せていただいてから質問に入りたいと思います。

1 点目はですね、新旧対照表 18 ページでございます。「トからリまでに掲げる額を減額して」ということで、新たに 19 ページ以降にチという項がございます。ですからチに関しても減額ということで間違いないのかと。それが 1 点目でございます。

2 点目はですね、21 ページ新旧対照表です。九とか 4 ですが、12 分の 1 ということで端数が出てきますがこの端数の扱いですね、どのように町としてやっているのか。

3 点目はですね、参考資料のほうお願いしたいんですが、改正の内容で 4 点ございます。これは地方税法施行令の施行期日にあわせての改正だと思いましたが、専決処分だと思いましたが、四つの点全て施行令令和 8 年 3 月 31 日が施行日なのか。その 3 点をまずお願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

三つ質問をいただいております。まず 1 問目のチの追加でございます。こちらは今回 18 歳以上の均等割、失礼しました。18 歳以上被保険者に係る均等割ですね、こちらを設けさせていただきました。こちらも同様にそのほかにも均等割平等割と同様に減額をさせていただくもので、減額になる場合は合算した数字が加算されてくることとなります。

新旧の 21 ページの端数調整の御質問でございます。こちらにつきましては、18 歳以上の均等割額について 3 月議会のときに設定をさせていただきました。今回、地方税法施行令でこちらが規定されましたので、今回あわせて改正させていただいているものでございます。端数の調整につきましては、こちら 18 歳以上均等割が 140 円でございますので、12 分の 1、12 分の 1 ですが 11.6 円です。減額というところになりますので、減額分は切り上げるといった手法をとらせていただいております。

あと 3 点目につきましては、今回この国民健康保険税条例こちらの改正に関しましては、地方税法施行令が 3 月 31 日の公布、4 月の 1 日の施行といったスケジュールで動い

ております。本町におきましては、こちらの改正にあわせて整理をさせていただいて  
るものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

ちょっと私も間違えて3月31日公布、4月1日施行なんですね。はい。わかりました。  
ちょっと参考資料なんです、この4点を専決処分をしてるんですが、そういう専決処  
分のやり方も間違いではないと思います。ただですね、課税限度額の見直し及び新設に  
関してはどういうんですかね。特に課税限度額の見直しに関しては不利益を与えるもの  
ですから、施行期日後に、つまり公布後か施行期日後に改正しないといけないんですが、  
2番目3番目4番目は減額の拡大だけです。これは施行期日前でも条例として出せる  
のではないかとこの考えを持ってるんですが、そこら辺の考え。もしくはどちらにして  
も専決処分は減らせるもの減らしたほうがいいんで、そこで今回これでいいんですが、  
次回以降検討していく考えがあるのかどうか、お願いいたします。

○保険医療課長（水野克哉君）

今後、今の御質問に対して検討していくかどうかということでございますが、先ほど  
も答弁させていただきました。こちらを大治町は国民健康保険税条例で税を運用してお  
ります。これが国民健康保険料で運用しているところであれば議員おっしゃるような手法  
も可能かと思えますけれども、大治町としては3月31日公布、4月1日施行の地方税法  
施行令こちらにあわせて整理をしていくものでございます。以上です。

○11 番（吉原経夫君）

国民健康保険料と国民健康保険税ちょっと扱いが違って、健康保険料の場合は12月の  
昨年12月か今年1月かに施行令が出る。施行されるから専決処分しなくても条例に出せ  
ると、それは分かります。ただ、保険税でやっているところも他の幾つか見ていると2  
番目3番目4番目に関しては専決処分しなくてやっているところもあるのはちょっと確  
認をしたんで、ただどのやり方がいいのか、それは大治町独自の考え方もあると思いま  
すが、ちょっと検討だけでもしていただけると助かりますがどうでしょうか。

○議長（若山照洋君）

福祉部長どうぞ。

○福祉部長（大西英樹君）

先ほど課長申し上げましたとおりこういう制度ができるということは、国民健康保険  
法がもう前もって施行されていますので、同じように地方税法も改正されてくるだろ  
うという予測はつきます。したがってこういった減額措置も同じように出てくるだろ  
うという予測はつくんですが、本町、課長も申し上げたとおり、税ということで地方税

法によりかかっていると。地方税法の施行令今回の改正の要綱というものがございます。その中には今の4点を新たに追加するという規定を追加するというような趣旨の要綱が制定されておりますので、今議員が言われる4点については地方税法が施行されないと効力を発しないというものであります。それが3月31日に公布されて4月1日から施行ということで、議会が開催するいとまがないということで、専決処分をさせていただいていると。ただし、こういった改正があるということは事前に3月の議会で皆様にこういった制度が改正されるので専決処分をさせていただきたいというような説明をさせていただいてるところでございますので、今後こういった趣旨の似たような改正があった場合も同様な手続をとるというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神です。今回の改正により課税限度額の引き上げと軽減がされると思うんですけども、課税限度額の引き上げに当たる対象世帯と軽減対象となる世帯数がもし分かりましたらどれぐらいの見込みなのかをお知らせいただきたいです。

2問目です。子ども子育て支援納付金の新設されたことにより大治町の国保財政は年間で金額だったりとかいろんな影響があると思うんですけども、どのような影響があるのかお聞きします。

三つ目です。18歳未満の10割軽減により大治町では何人ぐらいの方が対象になるのか。それと軽減総額ですね。これが幾らぐらいになるのか分かりましたらお聞きいたします。以上です。

○保険医療課長（水野克哉君）

1点目の御質問でございます。今回試算という形にはなりますけれども、限度額、医療分の限度額が1万円上がることによりまして、超過世帯が69世帯から65世帯の4世帯減となります。よって、課税額というのは約68万円の増額ということに試算上は見込ませていただいております。

続いて軽減額、こちらにつきましては5割軽減というところが398から403世帯の5世帯増、2割世帯、2割軽減世帯につきましては、361から367の6世帯増ということで、こちらにつきましては課税額が9万円減額するといった見込みでございます。今申したのは平等割額のところでございます。

均等割につきましては、一応試算上5割・2割ということで、5割が6人、2割が18人増えるということで27万円の増というふうになっております。全体としましては、差し引きをしまして約31万6000円程度こちらが増額となるような見込みでございます。子供分につきましては、少し数字のほうはまだ出ておりませんので、お答えがで

きません。申しわけございません。

最後に 18 歳以上の被保険者の数字につきましては、失礼しました 18 歳未満ですね、18 歳未満の被保険者につきましては、こちら 4 月 1 日現在でございますが、5,464 名被保険者がお見えになるうち 680 名、おおむね 12%の方が 18 歳未満ということになってございます。以上でございます。

○2 番（八神太紀議員）

一つ目の質問の中にあって、課税限度額の引き上げによる対象世帯が今 69 から 65 ということで、限度額を上げてても対象となる人が減るっていう意味で合っていたでしょうか。

○保険医療課長（水野克哉君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 3、議案第 23 号令和 8 年度大治町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

1 番池田議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。幾つかお伺いをします。19、20 ページ、総務費の総務管理費、企画政策ですかね、まちづくり推進事業費 20 万円。地方創生アドバイザー事業の実施要綱を確認をしますと、各自治体が課題に応じて招聘したり専門家を選定をして謝金であったり交通費であったり宿泊費等に対して助成を受けられる制度かと思いますが、今回お招きしたいと考えている専門家の方ですね、大治町として独自に選定をしてきた方なのか、もしくは人材ネットみたいなものだったりデータバンクなどに掲載されていてそこから選定をされた方か、またその選定理由や根拠をお伺いをしたいですということでもありますね、これ助成金 100%だからいいということではなく、当初予算見ると総務費の中で地域活性化センター負担金ですかね 7 万円計上されていたので、これ大治町も一般財団法人地域活性化センターの会員として会費を払っていてその上で制度を利用していると理解をしていますが、ちょっと違ったら言ってください。もちろん負担金を払うだけじゃな

くて、利用できるものは利用させてもらったほうがいいのかなと思いますが、適正な人材を選定をしているのか、場合によってはその人にお金が、大治町のお金が流れてしまっているだけではないかと疑念を持たれてしまうかと思いますが、説明をお願いをいたします。

続いて、29、30 ページの教育費、社会教育費の社会教育団体活動推進事業費 100 万円ですかね、議案説明の中で歳入のところで町内の企業さんから寄附金をいただいたと説明を受けました。2 団体と聞きました。これは直接企業さんからその 2 団体を指定してここについていうふうで言われたのか、何らかの選定の基準でその 2 団体になったのか説明をお願いします。2 点お願いします。

○企画政策課長（水野 学君）

今回の地域アドバイザー事業、地域創生アドバイザー事業助成金の関係でございます。講師の選定の理由でございますけれども、今回この講師の選定に当たりましては大治町のほうで選定をさせていただく講師の方ということになります。想定といたしましては大学教授の方ですとか、あるいはこういった SNS 等それから記事等を発信しているような方をちょっと想定はしておりますけれども、まだ決定ではございませんので、慎重に選定のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、地域活性化センター負担金ということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり 7 万円負担しておるところでございます。こちらの団体につきましては、いろいろ活動的には情報紙の発行ですとか地域活性化ガイドブックの作成それから地域活性化事業に関わるということ、全国の地域リーダーの養成等そういったところをやってらっしゃるところで、そういったところの研修等を利用して今回の事業を行っていくと、そういうものでございます。よろしくお願いします。

○社会教育課長兼公民館長（加藤裕一君）

それでは補助金の 2 団体の説明ということでございます。寄附をされる際、文化継承ということで「大治太鼓」と「つるし飾り」というお言葉をいただいておりますので、その 2 団体ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

池田議員どうぞ。

○1 番（池田耕介君）

1 番池田耕介です。一つ目のまちづくり推進事業、これ何でしょう、来てほしい方がみえてその人件費に対して助成金をつていうことじゃなくて、取りあえず 1 人 10 万円の最大 20 万円使えるから使って、その中でこれから人を探すつていう理解でよろしいですか、先ほどの説明だと。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長どうぞ。

○企画政策課長（水野 学君）

こちらのほうですけれども、20万円があるからこの事業を行うというわけではございませんで、我々としましては令和6年度それから7年度いろいろ町のブランドイメージの醸成に努めたいということで、「名物は地元愛」それからロゴマークの浸透等を図っていききたいという思いがございます。そういった中で、令和8年度から3年程度はこういった先ほど申し上げたロゴマークの浸透を図っていききたいという思いがありまして、こういったものをSNS等を通じて発信していきたいと。我々の力だけではなかなかできかねるところもございますので、町民の皆様も巻き込んでそういったところを発信していきたいという事業をちょっと計画しておりまして、そういった中でこれからSNS発信隊、仮称でございますけれども、そういったところで町民の皆様と一緒に写真とか動画を撮りためていって、今後のプロモーションに活用していきたいと、そういった中で有識者、大学教授等の方に来ていただいて、研修会等を実施していくとそういったところにこの交付金を利用していくと、そういうことでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。これ、もしこの事業を行うとして最終的にどういったことでその事業の達成というか効果というかをはかる想定を今されているでしょうか。

○企画政策課長（水野 学君）

まずはこういったところで町民の皆様に参画していただいて、SNS等を用いて町のいいところを発信していただく、そういったところからつながっていくことによって他の自治体でもございますけれども、町民記者なるところを目指していきたいなというふうに考えております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。19、20ページの1番上の財産管理費のほうですね。説明のほうで職員の方の駐車場料金を町のほうの負担でということでお聞きしていますが、これに対して、今後例えば来年以降とかそこら辺というのは、これ伝票上とかそこら辺はどうなるんでしょう。この金額っていうのは今現状の2,000か3,000円掛ける何人というふうだと思っんですけど、来年以降この数値が出てくるのか。出てくるのであればその根拠というのがあると思っんですけど、まずそれ1点お願いします。

○総務課長（吉田美穂君）

駐車場利用協力金の廃止に伴う財源更正のところで御質問いただいております。令和7年度の人事院勧告で職員の負担を軽減するために駐車場の利用に対する通勤手当が新設されていることを踏まえ、このたび職員が町の駐車場へ駐車する場合に徴収していた利用協力金を廃止しております。廃止しておりますのでこちらにつきましては駐車場利用協力金につきましては、今後職員のほうから徴収する考えはございません。以上です。

○9番（松本英隆君）

徴収することがないということは、伝票上も何も発行されないということですね。ということは町が負担しているかどうかというのも分からなくなりますね。それはいいことですよね。あとこれに対して一般の駐車場のほうを借りている方っていうのはみえないですかね。町のほうじゃなしに一般のところを借りて駐車場を使っているっていう方は職員の方でみえないんですかね。

○総務課長（吉田美穂君）

今回駐車場利用に関する通勤手当が新設されたことに伴い、職員に実態調査のほうを行っております。その中で庁舎周辺にとめている職員がございました。町の駐車場につきましてはまだ空きがございますので、今回の制度の趣旨を職員に説明した上でどうされるかというところを確認しております。近隣を借りている職員でも町の駐車場に移っている職員もおりますし、移っていない職員もおります。移っていない職員につきましては、町として駐車場を確保しているというところで、それを踏まえて町駐車場空きがあるにもかかわらずとめないという判断ということで、そちらの職員に対しては通勤手当という形でお金の支給は行っておりません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

12番林哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林哲秀でございます。先ほどのふるさとのもちづくり推進事業で20万ってことなんですけど、写真とかいろいろとまたやるというようなこと言ってみえたんですけど、50周年のときにいろんな企画をやりました。それでその場しのぎでね何かつくっとるみ

たいで、前議員が今言ったようにお金があるからねやっとなるような気がして、50周年のときにカメラの撮り方だとかスマホの撮り方とかいろいろ勉強したと思います。そういうものを含めてその整合性だとか、やる意味はどこにあるんですかねこれを。取ってつけたような話ばかりじゃないですか。あんだけ50周年もめでだよ。担当者をつくってやって、その整合性がまた写真を撮ってやるとか、そんな取ってつけたようなさ、考え方じゃもう整合性は全くないんじゃない。ちょっと返答して。

○企画政策課長（水野 学君）

今後のプロモーション事業につきましてでございますけれども、議員おっしゃるように令和6年度はブランドイメージ策定事業ということで「名物は地元愛」というロゴマークを作成してまいりました。それから令和6年度・令和7年度につきましては町民参画型まちの魅力発信事業ということで、50周年事業に関わるような事業をやってまいりました。その中では議員おっしゃるようなフォトコンテスト等、それからPR冊子を製作等そちらのほうを行ってまいりました。今後につきましては令和6年度のブランドイメージ策定事業で行ってきた流れで、そちらでつくった「名物は地元愛」のプロモーション、そちらのほう令和8年度から3年程度はブランドイメージ・ロゴマークを浸透させる期間として設定し、ありとあらゆるものを集約してプロモーションしていくというような計画を企画政策課として持っております。その第1弾として大治SNS発信隊、仮称でございますけれども、そちらの活用ということで今年度実施してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

林議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

説明よく分かりますけども、そのときにプロモーションやったときに参加していただいた人だとか、年齢は少し違うと思いますけど写真の男の人でやってくれた人だとか、そういう人たちを入れてどうしたらいいかという協議会やるのやってるの。ただ自分たちで決めてこれやるきゃあというそれで済んでるんじゃないのこれ見ると。今の話聞くと。全然生かされとらんじゃないですか。そういう人たちどうしとのじゃあ。参加したいと言う人いるじゃないですか、それで。いや考え方の問題。考え方の問題なんだわ、取ってつけた話ばっかで。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開



○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長どうぞ。

○企画政策課長（水野 学君）

昨年度と同様の事業というのは開催しておりますけれども、昨年度お集まりいただきました町民の方々にも今回の事業には御参加いただけるような形も考えております。また新しい形として今年度やりますけれども、より若い年代の方にも御参加いただきながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。今回はSNSでの発信を目指して事業のほうを展開していきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○町長（鈴木康友君）

議員の御指摘でしたりとか御留意をされている部分については十分私のほうも感じております。同時に部局の中でもしっかりとこれについてはお話をさせていただきました。まず1点といたしましては、50周年のほうで踏襲しているもの、行ったものについてももちろん考え方として続けていこうではないかと、我々ブランディングイメージでしたりとか、前回は特に写真を撮ってきていただいてそれを町の広報誌といいますか50周年誌に活用したいとかいろいろな形がございました。ですので材料としての使用が主だったかなと自分も評価をしております。しかし今回に関しましては、参加していただく方がより発信しやすいということで、現代はSNSが大変普及しておりますので、そういった意味でSNS、写真を撮るだけではなくてSNSの使い方でしたりとか、どうやって発信をするのかということも含めて少し裾野を広げて、違うプロモーションにチャレンジをしていこうということで、講師の選定もこれから行っていくという形で少し我々のほうも企画を広げていきたいという意図がありますので、どうかその旨でちょっと御理解をいただいて、今までの写真隊でそのまま写真を撮ってコンテンツやって終わりかということではない新たな形を今模索している最中でございますので、ただ交付の要件の応募ということで、まずは我々そういう想定を持ってプロジェクトとして立ち上げていきたいんだということで、今回お認めいただいて、予算枠としては成立いたしましたので、この中身については少しまだ詳しくお伝えできないところが、こちらとしてのプレゼンが不足してる部分についてはお願いをさせていただく次第ではございますが、意図といたしましてはSNSを中心としたより発信を町民の人が行いやすい行っていくためのこちらが企画を用意していきたいと思っていますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

失礼いたしました。予算枠として御提示をさせていただいた、そして交付金の事業としてこのような枠があるということで我々のほうが今からお願いをしていくという形です。はい、発言について不適切な部分がありましたので失礼いたしました。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

林議員どうぞ。

○12 番（林 哲秀君）

今お2人から返事いただきましたけど、大変ねこの金額云々じゃなくてね、民力あるように町力というのがあると思うんですよ、町の力が。これ大事なことですよ、大治町をアピールするために。私ちょっと新聞、朝日新聞なんですけどもいろんな高校生はこんなことをアピールしているという部分があって記事が出てるんですけど、やっぱこれはね顔なんですから、金額云々じゃなくて講師云々じゃなくて、どうして今SNSでやっていただいても結構なんですけど、どうしたら大治町はうまくいけるだろうかとアピールできるかということがありますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいという要望です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。何点かお願いします。7 ページ8 ページの教育費国庫補助金で大治中学校の文化部と運動部でそれぞれ補助金が違っています。しかしですね、歳出のほうですと 29、30 ですか。29、30 ですと結局生涯スポーツ振興費ということで文化部のものも含めて入っております。歳入は二つなのに歳出を一つになっていると。これなぜそうしたのかと。歳出も二つに分けたほうが分かりやすいと思うんですがその点が1 点目です。

2 点目は 11 ページ 12 ページで教育費寄附金ということで、町内に本社のある企業さんからいただいたんでふるさと納税ではない。企業版ふるさと納税じゃないですよ。町

内から寄附金をもらった場合は、原課それぞれの課で受けるんですが、結局寄附される企業にとって、企業版ふるさと納税とこういう町内に本社があって寄附受ける場合と結局税金などの点でどのようにちょっと違いがあるのかと、これをちょっと教えていただけると助かります。

あと、20 ページ 21 ページですか。コミュニティ推進事業費ですね。南小学校区のコミュニティで何か備品を買われると。ちょっと全部議案説明会だけでメモがとれなかったんで再度お示しいただきたいのと、コミュニティかつて休止して今復活してやられているところ、また休止しているところもございます。こういう休止しているコミュニティに対してはこのコミュニティ助成事業交付金受けられるのか受けられないのかと。やっぱり活動しているコミュニティじゃないといけないのかと。ただ一応団体としては存在しているから受けられるのかと。なぜかという、何か今まで見ているとコミュニティ、あるコミュニティだけではなくて順番にというか三つの小学校区の順番に補助金を受けてるような感じを受けているんで、そこら辺ですね。そうすると休止していると受けられないとなるとちょっと基盤整備というかそこら辺も遅れてくことになるのかなと思いますんで、そこら辺の考え方を教えてください。

次、23 ページ 24 ページで障害福祉サービスシステム改修業務委託料ですが、処遇改善のことで報酬改定のもんですが、これ報酬改定6月からの分からやるんでこの6月議会で可決されてからしかシステム改修できないんですが、7月の早いうちに終わっていかないといけないと思うんです。そこら辺これスケジュール的に間に合うのかどうかですね、それを教えてください。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

まず一つ目の御質問です。8ページの部活動の地域移行の経済的困窮世帯への補助金の関係でございますが、歳入につきましては同じ文部科学省のほうの所管になっておりますが、こちら補助金が文化庁は文化庁、運動部についてはスポーツ庁ということで、財源を補助するところが分かれているというのが現状ではございますが、歳出、30ページの歳出につきましては財源は二つですが、一つの地域クラブ活動参加支援補助金として一括で歳出を上げさせていただいておるというものでございます。歳出も分けたほう

がよいのではないかという御質問もございましたが、中学校の部活動というのは、文化部であれ運動部であれ部活は部活というのがありますし、補助金はですね、補助金要綱が今後予算可決されたら設定していくわけですが、そこで二つに分けるというのもどうかというのがありますし、事務の煩雑、利用者の誤解を招く恐れもありますので、今回一本化して歳出は組ませていただいているというものでございます。以上です。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

12 ページの社会教育事業寄附金 100 万円についての税制上における優遇措置ということで御質問をいただきました。企業版ふるさと納税の場合の寄附によりますと、大まかに寄附した金額の約 9 割分が税控除の対象となるというものに対しまして、今回の寄附の場合につきましては法人が寄附した場合の税制上の優遇措置ということで、主に国や地方公共団体に寄附した金額は全額が損金算入といいまして、法人の利益に対して全額その 100 万円分が控除の対象になるということで税制上の優遇措置があるというものでございます。以上です。

○企画政策課長（水野 学君）

20 ページのコミュニティ推進事業費ということでコミュニティ助成事業交付金でございます。今回のものにつきましては大治南小学校地区コミュニティ推進協議会がコミュニティ活動に必要な折り畳みベンチや発電機、それらを収納する物置を購入する費用 140 万円に対して補助金を交付するものです。こちらコミュニティ助成事業助成金でございますけれども、助成事業の実施主体といたしましては、一般コミュニティ助成事業につきましては町村が認めるコミュニティ組織というふうになってございますので、我々が認めるコミュニティ組織に対して助成するものでございます。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

休止のところにもいくのか。

○企画政策課長（水野 学君）

休止につきましてはコミュニティ助成事業の対象の組織とは認められないという認識しております。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

23、24 ページの障害福祉サービスシステム改修業務委託料でございますが、議員おっしゃったように 6 月サービス提供分からの提供になります。システム改修につきましては 10 日間程度を予定していると聞いておりますので、おおむね 7 月上旬までにシステム改修が終了する予定でおります。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

何点か補足と新たに一つさせていただきます。まず部活動の件ですが、歳入は分けてやって当然補助金が違うと、歳出一緒なんですが文化部8人、運動部48人なんです。例えば文化部が10人になって運動部46人になったらそのまま補助金使えるのか。同じ歳出項目に入れてあるから使えるのか。当然使えないと思うんですけど。補助対象と違うから使えないと思うんですけども、これで一緒にしちゃうと流用できるんじゃないかという気がするんですが、そこら辺はどうなのか。

あと寄附に関してですが、ふるさと納税つまり町内に本社がない企業ですと最大9割ですが、町内に本社がある場合は10割損金算入、10割が控除というか損金算入できるということで、今大治町企業版ふるさと納税すすめています、やっぱりそれぞれの各企業にとっては本社にあるところを寄附したほうがメリットが大きい、税対策上ですね。他のことを考えるとまた別だと思いますが、そこら辺は企業版ふるさと納税をすすめる企画政策課としてどのように考えているのか。

あとコミュニティ助成金ですが、休止しているコミュニティ認められないとしたら、残っているコミュニティの中でこういう補助事業を進めていくことになると思うんですが、そういう考えでいいのか。普通だったら順番に三つずつ、三つでやってくんだらうけど、二つしかなかったら二つの中でやっていくしかないし、一つしか今活動しなかったらそこでしか補助事業は組めないと思うんですが、そこら辺どうなんですか。

新たにもう一つ質問させていただくのは、19ページ20ページの駐車場利用協力金の廃止に伴う財源更正で、ちょっと駐車場、通勤費に駐車場入れることができるようになったと思うんですが、大治町の駐車場利用協力金を使っている方に同額の駐車料を払って相殺しているという形だと思うんですが、ただ国の駐車場、駐車料を通勤手当に含めていいっていうのは町の駐車場だけではなくて他も該当するんじゃないかと思うんですよ。例えば先ほど近隣の、もっと言えば電車で通勤する場合、電車の駅まで遠ければ電車の駅まで車で行ってそこで駐車させるとかそういうことも想定される。そこら辺はどうなのか。本来の趣旨としては町が持っている駐車場だけその利用協力金だけ駐車料を通勤手当で払うのでなくて、もっと広い考えのはずだと思うんですが、ちょっとそこら辺の考えをお聞かせいただきたいのと、なぜ今まで駐車場利用協力金はとっていたんでしょうか。以前、数年前ですかね、値上げされたこともございます。そのときちょっと私当時の総務課長になぜやるのかという話は聞いたことあるんですが、議決案件ではないので町が決められることなんです、それなぜ今までそもそも駐車場利用協力金を取っていたのか。そこから根本的なもとからちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（岩山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ課長どうぞ。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

部活動の地域展開の経済的困窮世帯の支援の補助金関係でございます。質問でございますが、文化部・運動部それぞれ補助金が財源が分かれておりますが、一本化にして歳出は上げております。実際ですね今回初めての制度となりまして、実際今は見込みで人数のほうを上げておりますが、当然文化部のほうが見込みより多いとか、運動部が少ないということもございますが、今後国から示されている補助金のスケジュールの確認はしておるんですけども、変更のタイミングというのは今後もあります。そのタイミングで補助金の申請が受けて何人いるかっていうのが分かりましたら、財源更正をしていくというような流れになりますので、歳出については1本になりますので流用とかそういうものはありませんが、財源については適切に更正をしてやっていくとそういうものでございます。お願いします。

○企画政策課長（水野 学君）

コミュニティ助成事業の御質問でございます。休止している団体等含めてどうバランスをとっていくのかというような趣旨の御説明だったというふうに思いますけれども、まずはコミュニティの団体のほうからこういった事業をしたいというところでこういう物品を買いたいといったような申請が出てまいりますので、そういったところをコミュニティ助成事業のほうで申請をしていくわけでございますけれども、そういった中で、必ずこれが助成に該当するかどうかといったものについても確定した状況ではございません。それから我々のほうとしましても、ある程度バランスはとってはおりますけれども、毎年この事業をやってくださいといったような強制的なところでもございませんので、その時々に応じて考えてまいりたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○総務課長（吉田美穂君）

駐車場利用協力金に対しての御質問を2点いただいております。まず初めに駐車場利用協力金、駐車場利用協力金として徴収をしていた職員に対しては協力金を廃止しているということで、こちらにつきましては令和7年度人事院勧告で職員の負担を軽減するために駐車場の利用に対する通勤手当が新設されているという趣旨を踏まえ、町の施設、町の駐車場にとめている職員につきましては駐車場利用協力金を徴収するのを廃止しております。また、公共交通機関で通勤している職員につきましては、通勤経路上の駅ですとか停留所、そういったところに駐車場借りてとめている職員につきましても通

勤手当としてお支払いをしております。

次に町の駐車場利用協力金をそもそもとることになった経緯ということで、こちらにつきましては町の駐車場につきましては借地料を払っておりますので、こちら職員に御協力いただく形で借地料に対する財源の確保というような形で利用協力金が始まっておりますと認識しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

コミュニティ助成事業交付金で質問ですが、コミュニティ助成事業交付金と聞いて名前があるから、大治小コミュニティ、大治南小コミュニティ、大治西小コミュニティの助成かなと思っちゃったんですが、考えてみたらこの名前ですが例えば町内会などでも受けることができるのかどうか。やっぱりコミュニティと名前がついてないと駄目なのかそこら辺ちょっと再度教えていただければ。

○企画政策課長（水野 学君）

こちらの助成事業の内容でございますけれども、今、今回提案させていただいたのは、一般コミュニティ助成事業、こちらは町が認めるコミュニティ組織。いろいろその中にメニューがいろいろありまして、コミュニティセンター助成事業とか地域防災組織育成助成事業とか青少年健全育成助成事業、地域づくり助成事業、さまざまなメニューがございますので、その中で実施していただく地域の団体等の決めがございますので、その中で該当したものについて助成が可能になってくるというようなものになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

6 番鈴木議員どうぞ。

○6 番（鈴木 満君）

6 番鈴木満でございます。26 ページですが、塵芥処理事業費消耗品費です。ゴミ袋のことですが、中東情勢の影響により単価増になったっていうふうに思いますが、現在本町のごみ袋のストックはどんな状況か教えていただきたいと思います。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

ゴミ袋の関係ですね。一番出る可燃の大、白い大きな袋なんですけど、昨年度売れた枚数は109万2200枚売れておるんですけど、令和8年6月3日現在で在庫といたしましては57万6200枚ございます。以上でございます。

○6 番（鈴木 満君）

他の自治体では指定のごみ袋がなくなって普通のごみ袋使っているっていうようなニ

ユースを見たりするんですけど、今後の町の指定のごみ袋っていうのは、安定的に供給できるものなのかお聞きしたいと思います。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

こちらですね海部地区環境事務組合で入札を終えた業者に確認をしたところ、十分予定どおりの供給ができるというふうに確認をとれております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

4 番後藤田麻美子議員どうぞ。

○4 番（後藤田麻美子君）

4 番後藤田麻美子でございます。30 ページでございますが、生涯スポーツ振興費いろいろ答弁をいただいてですが、経済的困窮世帯補助金でございますが、これは前もって申請をするのか、また、どのような形で支払いされるのかをお伺いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（佐藤友哉君）

補助金の申請等から支給への流れですけども、まずこちら部活動の地域展開ということで地域クラブに参加する方への補助金になります。地域クラブへの参加者につきましては、総合型地域スポーツクラブ「スポーツプラスおおはる」に対しまして、年会費と参加費、年会費については保険料を含んだ額になりますが、年会費が 1,500 円、参加費は月額で 2,000 円になります。それをお支払いいただく形になります。こちらの補助金につきましては、補助の要件に該当していることを証明する書類と参加費等をお支払いしたことを証明する領収書等そういうものを添付していただいて町に請求をするという手法で、後からお支払いするという形で現在考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は予算決算常任委員会に付託します。

○議長（若山照洋君）

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第25号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。「駐車場利用協力金廃止に伴い、給与から控除できるものを改正するため」でございますが、先ほどもちょっと質問させていただきましたが、通勤手当の中で駐車場利用料が入れることができるということで、先ほどの中で役場の駐車場に関するもの、また、通勤と公共交通機関を利用するときにその駅までなどに行くときに借りてる駐車場なども対象になると。それ以外の対象は今現状何かあるんでしょうか。それ以外その二つ以外。

○総務課長（吉田美穂君）

はい。駐車場利用協力金現状の状況でございますが、今議員がおっしゃったとおりの職員しか現状はおりません。今後、今現在町の駐車場には空きがございますので、そちらに職員についてはとめていただくというような形で職員のほうには説明しておりますが、今後町の駐車場に空きがなくなった場合につきまして、近隣にとめるという職員につきましては通勤手当を支払うというような形で考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第26号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

33 ページ 34 ページのあたりですね、これはわがまち特例に関することがあると思うんですが。これわがまち特例、国が定めてもいいよと言っている中で、大治町で定めてないのが幾つかあると思うんですが、その主なものを教えていただけたらというのと、割

合ですね、これは国が示している前回もお聞きしちゃったけど、国が示しているとおりでということで今回も国が示しているとおりでいいのかどうか、その2点お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（加藤 謹君）

今回わがまち特例制度の改正につきましては、標準条例に基づきまして町で必要な条例につきましては全て整備をしております。

それから2点目の基準につきましては、参酌基準に基づいた割合に準じて規定をしております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第6、議案第27号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

この介護保険条例についてですが、3月議会でも介護保険条例を一部改正いたしまして所得税控除の関係で10万引き上がって、そうすると3月のときはこのままだと介護保険料の収入が減ってくるということで、その対象に関してはみなし課税でいわゆる第6段階の方は第6段階のままにしたり、第1段階にしなかったと。今回は逆に令和6年度住民税非課税、第1段階の方は控除額が上がったからといって10万余分に働いたら本来

3月の条例改正だと第6段階になるんだけど、第1段階のままで済ますということで、そういう利便性図ったということで理解できるものなんです、ただ令和6年度住民税課税の方と非課税の方、同じいわゆる第6段階の所得であっても一方は非課税の方は第1段階、非課税じゃなかった方は第6段階と差が出てしまうと。いわゆる法のもとの平等ということからしてどうかなという気もするんですが、ただこれ大治町だけの問題じゃなくて国の制度設計の問題もあるんですが、そこら辺これ今の解釈でいいのかどうかというのと、答えられる範囲ですが、町としてどう考えているのか、その2点お願いいたします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

長寿支援課長どうぞ。

○長寿支援課長（松木田英作君）

今回の改正でございますが、もともと3月のときに税制改正の影響で遮断をする改正を行っております。こちらにつきましては、もともと課税だった方がこの税制改正の影響で非課税になって保険料段階が下がると。本来介護保険は3年間の合計所得がその方の合計所得が変わらなければ3年間は同じ保険料をいただくものになりますが、この予期せぬこの税制改正の影響で保険料段階が課税の方が非課税になって下がってしまいます。そうしますと保険者として収入不足を招きますので、その点を遮断する、防ぐために改正を行っておりますが、逆にそれを行ったことにより非課税だった方が7年度、6年度非課税だった方が8年度も非課税にもかかわらずみなし課税となって保険料が上がってしまうということがございますので、そういう不利益を被る方を今回減免を行って改正するものでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

先ほど済みません、令和6年度の所得によって令和7年度課税・非課税でこれ言い間違えまして、ただ説明はよく分かるんですが、ただ令和6年の所得によって令和7年課税住民税課税になるか非課税になるかあって、住民税非課税の方に関しては本来第6段

階なのに第1段階に移っていいと。ただ、もともと課税の方は第6段階のままであると。同じ所得でも令和7年度住民税非課税の方と課税の方で保険料段階が第6段階と第1段階の差ができる。もう1年間だけですが、今年度1年間だけでございますし国の制度設計の問題だとは思いますが、そこら辺ですね、やっぱり法のもとの平等というのがやっぱり大原則であるんで、町としてどう考えているのか。ただ答えられる範囲で、これをもっとは国の制度設計の問題でもあるんで、答えられる範囲でいいんですが、ただ、同じ所得でも令和7年度住民税課税・非課税によって変わってくるというようなこれ事実だと思うんですが、その点をまず認めていただいて、後は答えられる範囲でいいですがお願いします。

○福祉部長(大西英樹君)

そういう同じ所得で今回税制改正によって段階が上がると、そういう人まで全部見るというのは本来はそういう考え方もあるんですが、課長が申し上げたとおり3年間の介護保険料というものを確保して事業量が想定されていると。そういう制度設計の中で3月の議会でお認めいただいたのはその改正分の解釈については遮断するということです。ただ、厚労省から通知が来ているのは非課税の、従来非課税だった方が今回新たな所得の見直しで、例えば所得控除が10万円上がったわけなんですけども、その方が非課税で働きたい、非課税の範囲内で働きたいと言って10万円所得控除が変わるわけなんですけども、それも見越して次の年も非課税になるように収入調整、就労調整っていうんですかね、そういったことをされた人についてはそういった軽減措置をしてもいいよと、そういう国の通知が来てるわけです。なので大治町としてはそういった方を対象に国の通知に基づいたものとしてやっていくということで、そもそもの制度設計がどうかっていうことはこれ国が示しているところなので、我々が答えるところではないのかなと、そういうことで御理解いただきたいと思いますよろしくお願いします。

○11番(吉原経夫君)

だから、言われている長寿支援課長また福祉部長言われるのもわかります。ただ、私が言いたいのは、令和7年度住民税非課税の方、課税の方、今回同じ所得であっても第6段階と第1段階の差ができちゃう。非常に額も介護保険料の差もありますし、これはただ国の制度設計の問題だと思うんだけど、それも問題点としてあるんじゃないかと。法のもとで平等があるんでそういう問題点あるんじゃないかと、そういう認識はあるのかどうか。ただ、だから僕私この条例改正に反対するものじゃないんで、当然負担増になるようなことはよくないんですが、ただそこら辺はしっかりと答弁をいただいた上でとは思いますが、でもただ当然国が制度設計のことが何とも言えないし、町としてもやれる範囲でやっていると言われりゃそのとおりなんだけど、結果としてね、同じ所得なのに第6段階・第1段階がでちゃって介護保険料の差ができちゃういうことは事実なんで、それを事実として認めていただいて、それ以上はちょっと答弁できないかもし

れませんが、事実として認めていただきたいということです。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長どうぞ。

○福祉部長（大西英樹君）

認める認めないってところありますが、ケースとしてそういうケースはあるということ
は承知しております。あと制度的については先ほど答弁をしたとおりでございます。御
理解ください。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第28号大治町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

12番林哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時23分 休憩  
午前11時25分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

林議員どうぞ。

○12 番（林 哲秀君）

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時25分 休憩  
午前11時26分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんでしょうか。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

11 番吉原経夫でございます。この該当する道路また水路、今現況何か道路南側見たらまだ通れるようになっていたんですが、そこの現況はどうなってるのかというのと、土地は土地評価委員会で決めるってことで水路はどうやって価格を決めていくのか。ちょっと水路私あんまり検討がつかないんで。あと当然払い下げたらその道路なり水路は民間事業者が管理していく。道路のほうは一般の方が通れないようにしてというやり方もありますけれども、水路は排水で使うということですが、当然雨水が入ったりいろいろ一般的にも一般というか民間事業者の用途以外でも使われるんでそこら辺どういうふうになってくのか教えていただければ。

○都市整備課主幹（八神幸夫君）

今の町道の現状でございますが、あま愛西線から北上していく西條・笠見立1号線につきましては行き止まり道路となっております。また、西條・笠見立2号線町道につきましても行き止まりとなっております。

水路についてなんですが、今現状ではふたがかかった可変側溝の構造物になっておりますので、道路と一体となった形になっております。以上です。

済みません。また雨水につきましては、その側溝水路に落ちるような形になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第8、議案第29号令和8年度大治町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11 番吉原議員どうぞ。

○11 番（吉原経夫君）

ちょっと今議案のページが開きませんが、ありました。大丈夫です。

補正予算資料のところちょっと説明いただいて1点わからなかったんですが、追加補正予算資料お願いいたします。学習系一番下の学習系ネットワーク機器ライセンス料

1年分小学校28万8000円、中学校11万2000円かかるんですが、ちょっと上のところで1年延期して1年分はゼロになってまた1年分の借入金伸びるから、計算して小学校8486万5000円と中学校5514万はわかるんですが、ライセンス料がどこにお金が入ってるんですか。だから、小学校・中学校990万、小学校が990万1000円と7410万4000円が入っていて、小学校の学習連携ネットワーク機器ライセンス料1年分入ってないし中学校の分は入ってないんですが、これちょっとその説明をお願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

申しわけありません。資料の中で矢印が引いてあるにもかかわらずその金額が入っていないんじゃないかというようなお尋ねかと思うんですけど、済みません、これイメージ図として書いたもので、中身は何ですかね金額直接入ってくるっていうわけではないのでいろいろ集まってこちらの契約に移っていくっていうところで、もともとリースのほうに含めることができないような物品ということで、再リースに入らなかった部分がこの学習系ネットワーク機器ライセンス料ということになっておりますので、そういった御理解でよろしくをお願いします。

○11番（吉原経夫君）

わかるんですが、学習系ネットワーク機器ライセンス料はリースには入らないんだけど債務負担行為には入るんですか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

済みません、債務負担には入っていないというところなんですけども、これはこの1年分とありますが、今年度これ支払いをして何ですかね、イメージ的に買い切りじゃないんですけど、同じで払って毎月払うものではないというところで、予算としては8年度予算で終了するというものになります。

期間としてはこの期間使うものとして、お金は今年度支払うというような内容になります。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。だから、債務負担行為としてはまず1年延期しちゃうんでその分はなくなって、ただ借り入れ1年延長するからその分が増えてって債務負担行為補正になると。ただ学習系ネットワーク機器ライセンス料は債務負担行為じゃなくて使い切りで払っちゃうから債務負担行為補正に入らないと。ただこういうお金も要るんだよという例示だということですね。はい。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は予算決算常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時34分 散会